

高労発基 1026 第 1 号
令和 4 年 10 月 26 日

各団体の長 殿

高 知 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「過重労働解消キャンペーン」及び「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」に関する周知啓発について（要請）

平素は、労働行政の推進について、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過労死防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）においては、11 月を「過労死等防止月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

また、平成 30 年 7 月 6 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働時間の上限規制が規定され、令和 2 年 4 月 1 日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されています。

このため、厚生労働省では、過労死等防止啓発月間の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた取組を推進し、改正された労働基準関係法令の積極的な周知を図るために、使用者団体・労働組合への協力要請、パンフレット等の配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に行うこととしています。

併せて、11 月をキャンペーン月間とする、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止についても集中的に取り組むこととしています。

貴団体におかれましても、本取組の趣旨をご理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けてご協力いただきますよう、別添のとおり要請いたします。

つきましては、標記に係るパンフレット等をお送りいたしますので、その配布及び広報誌・ホームページ等への情報掲載並びに各種会合での周知等にご協力いただくようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

高知労働局労働基準部監督課
〒781-9548 高知市南金田 1-39
電話 088-885-6022

担当 橋口

令和4年10月26日

各団体の長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、労働時間については、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和7年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和7年まで）等が掲げられております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

特に、高知県では全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、より活力ある社会を築いていくことが必要ですが、昨年度の長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導においては、高知県内で、58の事業場に違法な時間外労働が認められ、そのうち18の事業場では月80時間を超える時間外・休日労働が行われていたという結果になっております。

このようなことから、高知労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行っています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成 31 年 4 月 1 日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和 2 年 4 月 1 日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

このため、厚生労働省においては、

- ① 長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた監督指導や支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、取り組んでいるところです。

高知労働局におきましても、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

高 知 労 働 局 長

中 村 克 美